

# 石川県公報

令和6年2月29日(木曜日)

号外

(第9号)

## 目次

訓令		人事委員会	
○石川県文書管理規程の一部改正	(総務課) 1	○石川県人事委員会事務局文書取扱規程の一部改正	7
○石川県議会事務局文書取扱規程の一部改正	4		

## 訓令

### 石川県訓令第1号

庁中一般  
出先機関

石川県文書管理規程(平成14年石川県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

令和6年2月29日

石川県知事 馳 浩

第8条第5項第2号中「文書索引」を「文書目録」に改め、同項第3号中「保存文書台帳及び手元保管文書台帳」を「簿冊管理簿」に改める。

第10条第1項第2号及び同条第2項中「保存文書台帳(別記様式第8号)」「手元保管文書台帳(別記様式第9号)」を「簿冊管理簿(別記様式第8号)」に改める。

第46条の見出しを「(文書目録)」に改め、同条第1項及び第2項中「文書索引」を「文書目録」に改め、同条第3項中「前項の文書索引」を「第1項本文の文書目録」に改める。

第49条の見出しを「(簿冊管理簿の作成)」に改め、同条第1項及び第2項中「保存文書台帳及び手元保管文書台帳」を「簿冊管理簿」に改める。

別記様式第8号及び別記様式第9号を次のように改める。  
別記様式第8号(第8条、第10条、第49条関係)

年度		簿冊管理簿			
所属名					保存期間
					年
No	分類記号	簿冊	副題	保存の終期	

別記様式第9号 削除

別記様式第11号及び別記様式第12号を次のように改める。

## 別記様式第11号(第14条関係)

収受日		分類	
発信元文書の日付		文書番号	
供覧日		起案者	(所属)
処理期限			(職氏名)
保存期間			(電話番号 : )
—			
—			
件名			
公開件名			
要旨			

供  
覧  
者

別記様式第12号 (第19条関係)

保存期間		決裁区分		
收受日		分類		
起案日		文書番号		
決裁日		起案者	(所属)	
施行日			(職氏名)	印
処理期限			(電話番号 :	)
発信元文書の日付				
公印		—		
—				
あて先				
件名				
公開件名				
決裁・合議				
公印使用承認				
伺い文				

別記様式第20号を次のように改める。



別記様式第 7 号 削除

別記様式第 9 号及び別記様式第10号を次のように改める。

別記様式第 9 号 (第12条関係)

収受日		分類	
発信元文書の日付		文書番号	
供覧日		起案者	(所属)
処理期限			(職氏名)
保存期間			(電話番号 :                    )
—			
—			
件名			
公開件名			
要旨			

供  
覧  
者

## 別記様式第10号 (第15条関係)

保存期間		決裁区分						
收受日		分類						
起案日		文書番号						
決裁日		起案者	(所属)					
施行日			(職氏名)	印				
処理期限			(電話番号 :	)				
発信元文書の日付								
公印		—						
—								
あて先								
件名								
公開件名								
決裁・合議								
公印使用承認								
伺い文								

別記様式第18号を次のように改める。

別記様式第18号(第7条、第41条関係)

文書目録			
簿冊	年度		保存期間
簿冊名	所属		保存の終期
	分類記号		
No	件名		文書番号

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の石川県議会事務局文書取扱規程の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**人 事 委 員 会**

石川県人事委員会訓令第1号

石川県人事委員会事務局

石川県人事委員会事務局文書取扱規程(平成5年石川県人事委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和6年2月29日

石 川 県 人 事 委 員 会

第7条第5項第2号中「文書索引」を「文書目録」に改め、同項第3号中「保存文書台帳」を「簿冊管理簿」に改める。

第9条中「保存文書台帳」を「簿冊管理簿」に改める。

第39条の見出しを「(文書目録)」に改め、同条第1項及び第2項中「文書索引」を「文書目録」に改め、同条第3項中「前項の文書索引」を「第1項本文の文書目録」に改める。

第42条(見出しを含む。)中「保存文書台帳」を「簿冊管理簿」に改める。

第49条中「文書索引」を「文書目録」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年3月1日から施行する。

